

ご存知
ですか！

特定の社会福祉法人への寄付をお考えの方、新しく社会福祉法人を創設される方

受配者指定寄附金制度

税制上の優遇措置

寄付者が株式会社等の法人であって、指定寄附金制度を希望して共同募金会に寄付する場合、社会福祉法人に直接寄付する場合に比べて、法人税法上格段の優遇措置が設けられています。

(一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で全額損金算入できます)

また、寄付者が個人の場合は、所得税の寄付金控除対象（または税額控除対象）となる上、個人住民税の寄付金税額控除対象になる場合があります。



対象となる要件

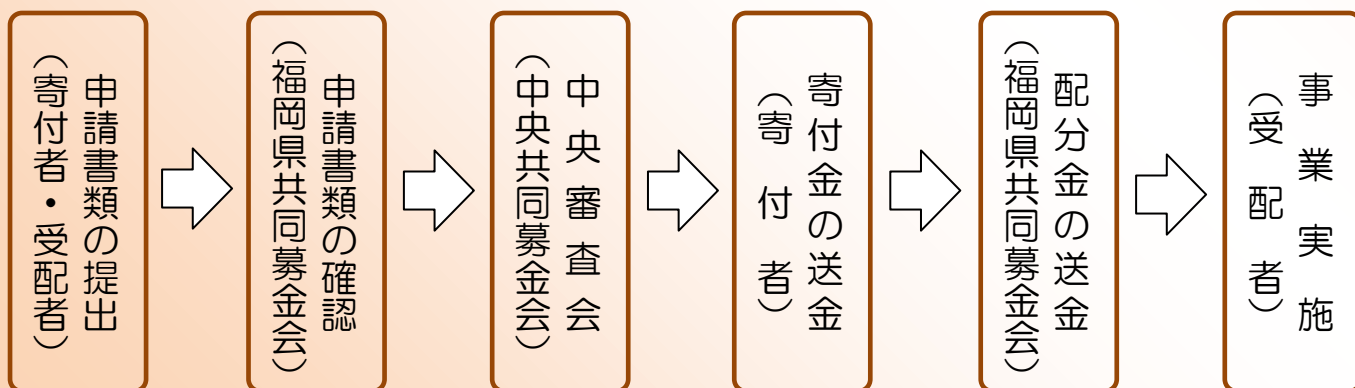
- 受配者は社会福祉事業、または、更生保護事業を行う法人であること
- 緊急に資金が必要であること（対象事業の事業計画・資金計画が整っており、既に業者との契約が交わされていることが必要です）

寄付金の使途

- 建築事業（施設の新築・増築・改築・改修等工事費、土地造成費等土木工事費）
- 土地の購入事業（借地料含む） ※法人所有の土地・建物等の現物寄付も可
- 備品等の購入事業 • 借入金の償還事業

申請から決定、事業実施までの流れ

申請から配分金の送金までには、1か月半から2か月程度の期間を要します。



審査には費用がかかり、寄付者に審査事務費としてご負担いただきます。
また、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

社会福祉法人

福岡県共同募金会

住所 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階
電話 092-584-3388 FAX 092-584-3386
Email bokin@fuku-shakyo.jp